

令和3年度
萩市消費生活モニター通信①



萩市消費生活モニター通信① 目次

電話セールスについて	1
キャッシュレス決済について	2
身近なトラブルについて	3
コンビニの商品価格表示について	3
食品表示について	4
特殊詐欺はコロナ禍なみに猛威を振るう	5
スーパーのサービスについて	5
買い物の袋詰めについて	5
へき地の交通手段について	6
新型コロナウイルス感染症について	7
かかりつけ医への救急搬送について	8
消費生活モニターとして	8

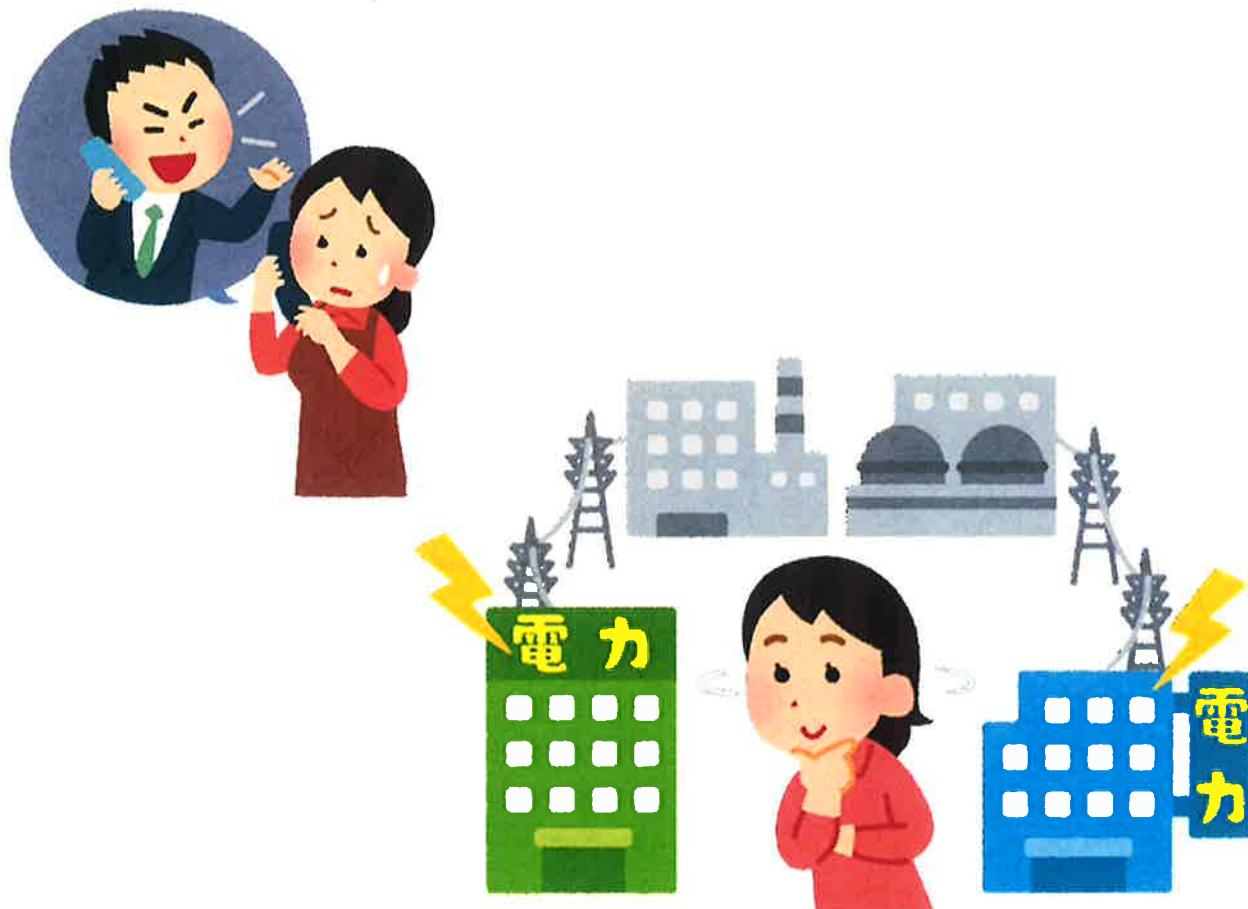
電話セールスについて

先日、地域の会議の中で、電力会社〇〇センターを名乗る電話があったとの情報がありました。〇八〇で始まる携帯と思われる番号で、最初に「69歳以上の家族がいるか?」と質問し、「いる」と回答すると即座に切電され、「該当者がいない」と回答すると「電気代が安くなる可能性があるので…」と家族人数、電気料金の金額、給湯設備の種類等情報を聞き取られた。その後、別の部署より電話があり、「今なら無料査定ができる」など自宅訪問を迫る電話であったとの情報です。

(消費生活センター)

電気・ガスの小売がそれぞれ(電力:2016年、ガス:2017年)全面的に自由化され、電力・ガス会社や料金メニューを自由に選べるようになりました。その一方で、電話勧誘や訪問販売をきっかけとした電力・ガスの契約切り替えに関するトラブルが増えています。

- ・大手電力・ガス会社をかたって、契約の切り替えを勧誘するケースがあるので、新たに契約する会社の社名や連絡先(電話番号等)をよく確認すること。
- ・電話や訪問で勧誘を受けて、電力やガスの切り替えをした場合、法定の契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、原則としてクーリングオフができます。
- ・電気代を安くする方法として、電気料金のプラン変更を勧める場合と、エコキュートなどの給湯器の設置を勧誘する場合もあるので契約する場合は慎重に。



キャッシュレス決済について

最近は、キャッシュレスが主流で、パソコンによる買い物などがほとんどの中、カード番号をパソコンや携帯に入れるのがすごく怖いです。

どこかで流れて使われてしまわないでしょうか？

そういう対策ってあるのでしょうか？



(消費生活センター)

スマホに電子マネーやクレジットカード情報を登録して、スマホ決済する利用者は近年増加し、萩市内でも昨年度より、クレジットカードの不正利用の相談が増加しています。

クレジット情報の流出経路としては、

- ・「フィッシング詐欺」：金融機関やカード会社などを装い、偽サイトに誘導され、自らクレジット情報等の個人情報を入力させ不正利用に遭う。
- ・「なりすまし」：第三者が不正に入手したクレジットカード情報やカードそのものを使い、カード所有者本人に成りすましてカードを利用する。
- ・実在の業者をかたり詐欺サイトへ誘導し、カード決済後にサイトに連絡が取れず不正利用に遭う。

などがあります。クレジットカードの不正利用は、クレジットカード所持者なら誰でも起こります。

被害を最小限に抑えるには、不正利用の早期発見と、発覚時のスピーディーな対応が重要です。そのためにも、クレジットカードの利用明細は定期的にチェックするよう習慣づけ、身に覚えのない利用がないかすぐ発見できるようにしましょう。発見したら、直ちにカード会社や金融機関に連絡し、消費生活センターにご相談ください。



【身边なトラブルについて】

私事ですが、6月中旬から屋根の塗装工事をしました。足場掛け業者、塗装業者が入られた後、太陽光パネルの破損に気付きました。塗装工事は終わりましたが、太陽光パネルの交換に時間がかかり、足場はそのままの為、私のストレスが大きくなっている時、友人と話をする機会がありました。

友人の近所の方が、外壁塗装業者に「今なら足場を安くする」と言われ、2、3人の方が工事をされた様です。市外の業者で、仕上がりが悪く、そのまま泣き寝入り状態の様です。ニュースで取り上げられる様々なトラブル以外にも、案外、身边な所にもこういう問題はあるのだなと思いました。

「私は大丈夫」と思わず、常に注意して生活しなくてはと思います。

我が家は、パネル交換は終了しましたが、足場の撤去等、あと1週間位かかるのではないかと思います。トラブルはメーカー対応の為まかせていますが、契約では工期10日間のところ、1ヶ月位延長ということになり、この契約は有効なのか、メーカーに確認しているところです。



(消費生活センター)

現場で設計管理する担当者から、工事が遅れる場合はそれなりの説明があるはずですが、説明がなく困った場合は、メーカー本社に問合せ、なぜ施工が遅れているのか説明を求めることも一考かと思います。このような場合も遠慮なく消費生活センターにご相談ください。

【コンビニの商品価格表示について】

私は、近所のスーパーやコンビニで買い物をよくしますが、先日、コンビニで買い物をする時に、価格の表示がなく価格が分からなかつたので、結局その商品は買わずにいました。

近所のスーパーは、プライスカードが提示してあり、プライスカードの無い商品には、シールで値付けがしてあります。

スーパーとコンビニでは、価格表示についての規則に違いがあるのでしょうか？

(消費生活センター)

令和3年4月1日から、価格の表示は税込の総額表示の義務付けがされました。

コンビニの価格表示について、コンビニを統括する協会に確認したところ、「コンビニは時節変わりに頻繁に商品の入れ替えをするが、全商品に価格表示する（商品自体に価格表示がない場合は、プライスカードで表示等）ことを周知している」とのことでした。



食品表示について

市内のスーパー・マーケットに買物に行きますが、生魚が多く鮮度感を感じます。一つ、気になったのが丸魚のラベル印字です。

例) 萩産 刺身用イサキ 398円

萩産 刺身用あじ 298円 この様な物です。

鮮度感を出したい為、刺身用を付け販売したいのだと思いますが、お客様が買入し、自分で調理（刺身に）し食べた時に、「アニサキス」が混入していた時の対処はどうなっていますか？

（店内に注意喚起を促すポスター等も無）この場合、お客様が腹痛を起こし医者へ→医者アニサキス発見すると保健所への報告（報告義務）→食中毒扱いになると思います。

自分の居た関東では、丸魚は全て刺身用を付けずに販売。同時に店内に、アニサキスがいること等の記入されたポスター掲示を徹底しておりました。

お客様が、「安心、安全、おいしい」買物をする為の、また、アニサキスが出た時の予防をしっかりやって販売すべきでは？

関東から山口へ移住して最初に感じた????でした。

（消費生活センター）

アニサキスに関する注意喚起表示ですが、食品表示法では、注意喚起表示を義務付けていないため、事業者の判断のもとで、自主的に注意喚起の表示を行っています。

萩市内のスーパーでは、生魚や刺身の販売箇所に「アニサキスに注意」のポスター表示や、注意喚起の表示を掲示している店もありました。

なお、余談となりますが、太平洋側のマサバに寄生するアニサキスは、日本海側のマサバに寄生するアニサキスと比べて、マサバの内臓から刺身となる筋肉部位へと移る割合が高いとの報告があります。そのため、関東の食品関連事業者が、より注意が必要と判断し表示を行っている可能性もあります。

とはいえ、日本海側だから安心というのではなく、今後もアニサキスによる食中毒を知らない人への啓発・周知は必要と思われます。



特殊詐欺はコロナ禍なみに猛威を振るう

マスコミの発表だけでも、昨年より詐欺被害は増えています。不安に付け入ることは、詐欺師のやりくちは「プロ」、より皆さんのが意識してくださることをお願いしたいと思います。まずは、誰かに相談することを改めて伝えたいと思います。

4月14日、詐欺の被害を防いだとして、コンビニの「D J店員」が、萩警察署から感謝状を受けています。



3月10日午後、市内在住70代男性が、電子マネー購入を申し込みしようとしていましたが、店員さんは詐欺を疑い、110番通報し、男性の被害を防いだということでした。

身近な人々が市民を守る、萩市にはまだそういう土地柄。皆さんも誰かに頼ること、それが大切と改めて感じています。

スーパーのサービスについて

スーパー等で買物をする時、精肉や豆腐等、液もれする可能性のある商品をレジの店員が気を利かせてビニル袋に入ってくれることがよくあります。しかし、それらの商品を傾かないよう買物袋に入れれば液もれすることは滅多にないし、ごみが増えるので、なるべくそのビニル袋を断るようにしています。ただ、レジの時、ちょっとボーッとしていると、気付いたら商品がビニル袋に入れられていて、一旦入れられた袋を断るのも…と思い、断り損ねることもあります。

そのビニル袋が必要な人には、商品を買物袋に詰める台に、その袋が置いてあるので、必要のない人にとってはレジの店員の配慮は過剰サービスとなります。このような点についても、一考してもらえる店が増えると嬉しいです。



買い物の袋詰めについて

買物袋（ビニル袋）が有料となり、エコバッグを持ち歩くのが当たり前になってきました。とても良いことだと感じています。

私も、買物の時は必ずエコバッグを利用するのですが、たまに少しだけ不便を感じます。というのは、スーパーではもともと買った物を袋に入れる台が置いてあるので袋詰めがスムーズなのですが、ドラッグストアやコンビニは、分かりにくい場所にあったり、狭かったりと少し使いづらいように思いました。

また、レジに通した商品をカゴではなく、その場に置かれてしまう場合もあるので、他のお客を気にしながら急いでその場で袋に入れることになり、買った物がぐちゃぐちゃに…なんてこともあります。

どのお店でも、同じように利用しやすくなればいいなあと思います。

へき地の交通手段について

私達の住んでいる田舎でも、デマンド便、生活バス等で活動されているものの、便の少なさに利用したい時、利用出来ない人も多々あります。旧道に住んでいる高齢者は、バス停まで出るのも大変な状況です。近所の人の手を借りたり、知人に頼んだりして通院、買物に出かけなければなりません。市内からタクシーを呼べば、高額料金がかかります。近くに身寄りのない一人暮らしの方達の不安は、相当なものです。

この様な状況の中、心豊かに安心して生活していく為にどうなって、どうすればいいのか気になっているところです。

(商工振興課)

各総合事務所管内では、現在、地域内を運行区域とする地域巡回ぐるっとバスと、令和元年度末に田万川、須佐、むつみ地域では、地域内を運行していた路線バスが廃止となりましたので、代替交通として生活バスを運行しています。

この、ぐるっとバスと生活バスは、各地域のお住まいの方が、地域内の買い物施設や医療機関、バス停をはじめとする交通結節点等までの移動手段として運行しているものです。

各地域においては、高齢化の進展が著しい状況から、きめ細かな移動手段を確保していくことが、今後においても、ますます重要になると認識しております。

このため、ぐるっとバスについては、各地域の実情に合わせ、運行方法をデマンド式へ移行する等、柔軟に対応できる運行方法への見直しを進めているところです。

しかし、このぐるっとバスや生活バス、また、既存の交通手段のみでは、地域内のきめ細かな移動ニーズに対応していくには困難な状況もあります。

このため、地域内の住民の方々が主体となり、地域内の移動を支える「地域コミュニティ交通」への取り組みを推進し、行政・交通事業者・地域住民の協働による、暮らしを支える利用しやすい、持続可能な移動手段を確保していきたいと考えております。



新型コロナウイルス感染症について

市内のスーパーで、従業員に新型コロナウイルス感染症陽性者がでた時、消毒の実施、お詫び等についてホームページでは見たのですが、店舗入口や店舗内での掲示はしなくともいいものなのでしょうか（実施されていたらすみません）。

早い時点で住民の方から聞き、ホームページにも出ていると聞いて、見てから消毒済という事を知りましたが、しばらく足が遠のきました。住民の方で、何人か私のように行かなかったと聞きました。

県内の商業施設等従業員の感染者が出た場合、どのような対応がとられているのでしょうか。

（健康増進課）

「県内の商業施設等従業員の感染者が出た場合、どのような対応がとられているか」とのご質問をいただきました。感染症の発生状況にもよりますが、標準的には次のような対応がとられています。

1 感染した従業員への対応

新型コロナウイルス感染症に対応する病院へ入院、もしくは専用の宿泊療養施設に入所します。

2 ほかの従業員への対応

管轄の保健所が感染した従業員との接触状況を調査し、感染リスクが高い場合、従業員に検査を行います。

3 商業施設への対応

管轄の保健所が責任者へ感染した従業員が触れた個所の消毒を指導します。また、商業施設で行われている感染防止対策を聞き取り、指導します。



かかりつけ医への救急搬送について

昨年の10月から、在宅当番医休日急患診療センターの診療時間が午後10時までとなり、10時以降については、萩・阿武健康ダイヤル24に連絡し、指示を仰ぐようになると把握しています。

もし、救急車を要請した方がいいと言われた場合で、かかりつけ医に受け入れてほしい場合、受け入れ交渉は患者側がするものなのでしょうか。

また、患者側がとにかくかかりつけ医へ搬送してほしいとお願いした場合、救急隊員の方は聞き入れていただけるものなのでしょうか。

（消防本部 警防課）

1点目の「救急車を要請した方がいいと言われた場合で、かかりつけ医に受け入れてほしい場合、受け入れ交渉は患者側がするものなのでしょうか」というお問い合わせですが、要請を受けた救急隊が受け入れ確認を行いますので、患者さんが受け入れ交渉する必要はありません。

2点目の「患者側がとにかくかかりつけ医へ搬送してほしいとお願いした場合、救急隊員の方は聞き入れていただけるものなのでしょうか」というお問い合わせですが、救急隊が受け入れ確認を行った場合であっても、かかりつけ医師の判断で、別の病院へ搬送するよう指示がある場合もあり、患者さんのご希望に添えない場合があります。その際は、救急隊が患者さんを受け入れできる病院を選定し搬送します。

また、医師の判断以外にも、患者さんの容態から救急隊がかかりつけ医以外の病院へ搬送する必要があると判断した場合にも、かかりつけ医以外の病院へ搬送する場合もあります。



消費生活モニターとして

消費生活モニターに初めて委嘱されましたが、コロナ禍の中、セミナー等の開催もできず十分な活動ができていません。

地域の方々へどうしたら伝えられるかが課題です。

令和3年度萩市消費生活モニター

中本 真弓 (椿東)
福部 俊英 (三見)
田中 須美子 (大井)
藤原 由美子 (川上)
原川 郁子 (下田万)
金田 富子 (吉部下)
伊藤 忍 (須佐)
藤山 直美 (須佐)
藤本 明美 (明木)
吉村 亜美 (紫福)

萩市消費生活センター

0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・
解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質
など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

